



KPMG Newsletter

# KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報（2023. 2 - 3）



Vol. **60**

May 2023

# 会計・開示情報 (2023. 2-3)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。



会計・開示ダイジェスト  
最新号はこちらからご覧  
になれます。



<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2023年2月号

## 企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び日本公認会計士協会

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

2023年3月号

## 企業会計基準委員会 (ASBJ) 及び 日本公認会計士協会

### 【最終基準】

1 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」

本実務対応報告は、2023年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(以下、改正法人税法)において創設されたグローバル・ミニマム課税に対応する法人税に係る規定について、改正法人税法の成立日以後に終了する年度の決算(四半期決算を含む)の決算に係る税効果会計の適用に関して当面の取扱いを示すことを目的として公表されました。本実務対応報告では、当面の間、改正法人税法の成立日以後に終了する年度の決算(四半期決算を含む)の決算における税効果会計の適用については、税効果会計に係る会計基準の適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととしています。本実務対応報告は、本実務対応報告の公表日以後適用することとされています。

あずさ監査法人解説資料：  
ポイント解説速報(2023年4月4日)

## 金融庁

### 【改正】

1 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等

連結財務諸表規則の一部改正は、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を受け、連結財務諸表規則について所要の改正を行うものです。また、連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)の一部改正等も合わせて行われました。

あずさ監査法人解説資料：  
ポイント解説速報(2023年3月28日)

### 【法律案】

1 四半期報告書の廃止を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」等

金融庁は、上場会社に対する期中の業績等の開示頻度の改正(四半期報告書制度の廃止)の内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」と、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

あずさ監査法人解説資料：  
ポイント解説速報(2023年3月16日)

### 【Information】

1 「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和5年度)」

2023年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について、2023年3月期以降に適用される開示制度に係る公表・改正のうち、主なものとしてサステナビリティに関する企業の取組みの開示及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正が挙げられています。また、有価証券報告書レビューの重点テーマは、サステナビリティに関する企業の取組みの開示とされています。

あずさ監査法人解説資料：  
ポイント解説速報(2023年4月4日)

2 「記述情報の開示の好事例集2022」の更新

「記述情報の開示の好事例集2022」(2023年1月公表)について、新たに「コーポレート・ガバナンスの概要」、「監査の状況」、「役員の報酬等」及び「株式の保有状況」に関する開示の好事例が追加されました。また、「記述情報の開示の好事例集」の公表を開始した2018年度から2022年度までの間において開示の充実化が進展している企業の事例等を盛り込んだ「記述情報の開示に関する充実化の動向」も公表されました。

あずさ監査法人解説資料：  
ポイント解説速報（2023年3月27日）

## 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

## 国際会計基準審議会（IASB）、 IFRS解釈指針委員会（委員会） 及び国際サステナビリティ基準 審議会（ISSB）

【公開草案】

1 公開草案「金融商品の分類及び測定に関する改訂案（IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂案）」

IASBはIFRS第9号「金融商品」の分類と測定に関する要求事項について、適用後レビューを実施した結果、企業がIFRS第9号及び関連するIFRS第7号「金融商品：開示」の要求事項を概ね整合的に適用できており、その結果として財務諸表利用者に有用な情報を提供することができていると結論づけました。しかし、いくつかのフィードバックには対応が必要と考えられたことから、基準の一部を改訂し、主に1) 電子送金システムを通して決済される金融負債の認識の中止、2) 金融資産のSPPI要件についての明確化、及び3) FVOCI指定された資本性金融商品の開示に関する提案がなされています。

あずさ監査法人解説資料：  
ポイント解説速報（2023年3月29日）

## 米国財務会計基準審議会（FASB）

【最終基準（会計基準更新書（Accounting standards update; ASU））】

1 ASU第2023-01号「リース（トピック842）：共通支配下での契約」

本ASUは非公開企業に対して、共通支配下にある企業間の契約がリースに該当するかどうか、及びリースである場合にはリースの分類と会計処理を決定するために、書面による契約条件を用いる実務上の便宜を提供しています。また、本ASUはすべての企業に対して、共通支配下にある企業間のリースに関連する借手の賃借設備改良（内部造作）について、借手がリース期間にかかわらず賃借設備改良の耐用年数で償却することを要求しています。なお、リース終了時点の賃借設備改良の残存帳簿価額は、資本の部の調整を通して共通支配下にある貸手企業に移転されることとなります。

-----  
KPMG関連資料：  
Defining Issues（英語）

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

1 ASU案「法人所得税（トピック740）：法人所得税の開示の改善」

FASBIは、法人所得税についての開示を拡充するASU案を公表しました。本ASU案は公開企業に対して、実効税率（法人税等負担率）の調整表を指定された特定の区分ごとに開示すること、及び定量的な5%閾値を超える調整項目について追加情報を開示することを提案しています。また、本ASU案はすべての企業に対して、国税、地方税及び外国税ごとの支払額、並びに法人所得税の支払総額の5%以上を占める税管轄地ごとの支払額を開示することを提案しています。

-----  
KPMG関連資料：  
Defining Issues（英語）

2 ASU案「無形資産一のれん及びその他一暗号資産（サブトピック350-60）：暗号資産の会計処理及び開示」

FASBIは、無形資産の定義及び他の特定の要件を満たす暗号資産について、その保有者の会計処理、表示及び開示を新たに提案するASU案を公表しました。本ASU案は、要件を満たす暗号資産を公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益で認識することを提案しています。また、本ASU案は財政状態計算書及び損益計算書において暗号資産及び関連する損益をその他の無形資産と区別して表示

2023年3月号

することを提案しています。さらに、保有する重要な暗号資産について、暗号資産ごとの名称、取得価額、公正価値及び数量を開示し、重要でない暗号資産については公正価値の合計額及び取得価額の合計額等を開示することを提案しています。

-----  
KPMG関連資料:

Defining Issues (英語)

#### 関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

[home.kpmg/jp/act-ist](https://home.kpmg/jp/act-ist)

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

#### 日本基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

#### IFRS基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

#### 修正国際基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

#### 米国基準

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

豊永 貴弘

✉ [azsa-accounting@jp.kpmg.com](mailto:azsa-accounting@jp.kpmg.com)

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。